

# 個人情報保護制度

# I 個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、6,526人（前年度5,860人、前年度比11.4%増）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)							
		自己情報の開示等請求件数				問合せ	苦 情 相 談	合 計	
		開示 請求	簡易開示 請 求	訂正 請求	利用停止 請 求				
平成30年度	5,860	5,823	1,142	4,681	0	0	19	18	5,860
令和元年度	6,526	6,517	1,299	5,216	0	2	3	6	6,526

## 2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

### (1) 開示請求への決定の件数

令和元年度の自己情報の開示請求の件数は1,299件（前年度比13.7%増）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が163件（全体の12.5%）、一部開示が1,096件（同84.4%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が40件（同3.1%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		計	
平成30年度	159	(13.9%)	941	(82.4%)	40	(3.5%)	1,142	(100%)
令和元年度	163	(12.5%)	1,096	(84.4%)	40	(3.1%)	1,299	(100%)

（備考1）令和元年度の不開示40件のうち、5件は全部不開示、33件は不存在、1件は存否応答拒否、1件は却下によるものでした。

（備考2）平成30年度の合計値には、取下げ2件を含みます。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の1,066件が最も多く、次いで知事の97件となりました（表3）。

（表3）年度別各実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関名	令和元年度	平成30年度	対前年度
知事	97	57	40
公営企業管理者	0	0	±0
議会	2	0	2
教育委員会	42	62	△20
人事委員会	2	3	△1
監査委員	0	0	±0
労働委員会	0	1	△1
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	0	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	0	0	±0
警察本部長	1,066	944	122
病院機構	90	75	15
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	0	±0
合計	1,299	1,142	157

(3) 訂正請求の状況

訂正請求はありませんでした。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求のあった2件の決定状況は、不停止が2件となっています。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

令和元年度は、開示等に対する決定に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は2件あり、審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、6件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが1件、原処分の一部を妥当でないとするものが5件となりました（表5）。

平成30年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.2回、諮問から答申までの平均日数は308.6日でしたが、令和元年度に答申があった案件については、平均審議回数は4.2回、諮問から答申までの平均日数は464.7日となりました。

(表4) 制度発足以降の開示等の諾否決定に対する審査請求件数 (令和2年3月31日現在)

審査請求 (諮問) 件数	処 理 状 況		
	答申件数	取下げ	係属中
232 件	214 件	14 件	3 件

(備考) 2件の審査請求について、とりまとめて1つの答申としたものがあるため、処理状況の計は審査請求の件数と一致しません。

(表5) 令和元年度 審査請求の処理状況 (令和2年3月31日現在)

(単位: 件)

年度	件 数			処 理 状 況					
		継続審議 件数	当該年度 受理 (諮問)	個人情報保護審査会からの答申 (※)			取下げ	審議中	
				○	△	×			
平成30年度	27	18	9	20	11	7	2	0	7
令和元年度	9	7	2	6	1	5	0	0	3
対前年度	△18	△11	△7	△14	△10	△2	△2	-	△4

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
- …原処分を妥当とする内容の答申
  - △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
  - ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表6) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
222	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件	病院機構	H30.2.6	H30.4.23	R1.9.11	210	△	R1.11.7	答申どおり (一部認容)
223	特定内部通報に関する文書不開示の件	教育委員会	H30.3.15	H30.5.10	R1.7.9	209	○	R1.7.23	答申どおり (棄却)
225	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件(その2)	病院機構	H30.3.2	H30.5.11	R1.9.11	211	△	R1.11.7	答申どおり (一部認容)
227	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その7)	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	R1.11.7	212	△	R1.12.27	答申どおり (一部認容)
228	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その8)	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	R1.11.7	213	△	R1.12.27	答申どおり (一部認容)
229	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その9)	教育委員会	H30.8.17	H30.10.9	R2.1.15	214	△	R2.3.13	答申どおり (一部認容)
230	特定県立学校における特定事案に関する資料等一部不開示の件	教育委員会	H30.9.18	H30.11.15	(審議中)				
231	教員採用試験の得点に関する文書一部不開示の件	教育委員会	R1.11.25	R2.1.15	(審議中)				
232	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	(審議中)				

### 3 簡易開示の状況

#### (1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

#### (2) 簡易開示の開示件数

令和元年度の簡易開示の開示件数は、5,216件（前年度比11.4%増）でした（表7）。

請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,922件、中等教育学校入学者決定（適性検査）が736件、警察官採用試験が665件となりました（表8）。

（表7）簡易開示の開示状況（令和2年3月31日現在）

平成2～27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
424,001件	5,665件	5,623件	4,681件	5,216件

（表8）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

令和元年度	平成30年度
①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,922件）	①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,451件）
②中等教育学校入学者決定（適性検査） （736件）	②中等教育学校入学者決定（適性検査） （740件）
③警察官採用試験（665件）	③警察官採用試験（361件）

#### 4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、県庁の情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

令和元年度の相談件数を内容別に見ると、(表9)のとおりです。

相談件数は、全部で9件となっており、前年度と比べて28件減少しました。内容別に見ますと、問合せが2件、苦情が7件となっており、前年度と比べて問合せが17件減少し、苦情が11件減少しました。

問合せでは、その他民間保有関係が2件ありました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が4件あり、その内容としては個人情報の同意のない提供に関する苦情などがありました。

(表9) 問合せ、苦情相談件数

(単位：件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 合 せ	開示請求等関係	0	0	0
	その他県保有関係	0	0	0
	その他民間保有関係	1	1	2
	制度全般	0	0	0
小 計		1	1	2
苦 情 相 談	事業者への苦情	4	1	5
	その他の苦情	1	1	2
	小 計	5	2	7
合 計		6	3	9

## 5 実施機関の事務登録の状況

令和元年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,767件となっており、前年度末の3,555件から212件増加しています。令和元年度については、280件の事務が新たに登録され、372件の事務が変更され、70件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,767件の事務の内訳は、知事部局が2,738件、その他実施機関が1,029件となっています。

次に類型数ですが、5,508件となっており、一事務あたり平均約1.46件の類型数となっています。この類型数とは、収集する個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、（表10）のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。



(表10) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(令和2年3月31日現在)

実施機関名	事務数		類型数	
	R1	H30	R1	H30
知 事	2,738	2,535	3,989	3,716
政 策 局	222	210	301	286
総 務 局	132	127	171	165
くらし安全防災局	137	133	180	176
国際文化観光局	102	90	143	127
ス ポ ー ツ 局	34	20	41	23
環 境 農 政 局	463	448	599	582
福祉子どもみらい局	486	422	756	669
健 康 医 療 局	474	447	700	666
産 業 労 働 局	223	205	412	378
県 土 整 備 局	391	367	578	546
会 計 局	20	20	24	24
県政総合センター等	54	46	84	74
議 会	46	45	59	58
公営企業管理者	102	101	125	118
教 育 委 員 会	307	305	409	404
選挙管理委員会	22	22	36	36
人 事 委 員 会	51	50	65	64
監 査 委 員	30	30	34	34
公 安 委 員 会	1	1	1	1
警 察 本 部 長	278	276	541	539
労 働 委 員 会	29	29	34	34
収 用 委 員 会	15	15	19	19
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	61	64	81	84
産業技術総合研究所	33	28	51	46
県立保健福祉大学	24	24	30	30
合 計	3,767	3,555	5,508	5,217

## 6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

令和元年度には、飼い犬へのマイクロチップ装着促進活動補助金制度の更なる周知のため、県内の飼育動物診療施設に関する情報について、同一実施機関内での利用などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長への報告の対象外としています。

(表11) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

実施機関内で目的外利用	目的外利用・提供に係る 個人情報保護条例 根拠条項	件数（件）	目的外利用・提供に係る本人の数（人）
実施機関内で目的外利用	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	3956	32618
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	2	895
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	460	959
他の実施機関へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	6	26917
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	89	200
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
国へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）	2	107
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		

## 7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

### (1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

令和元年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、42件となっており、前年度と比べて11件増加しました。

実施機関別の件数の内訳は、知事が24件（57.1%）、教育委員会が18件（42.9%）となっています（表12）。

(表12)

H30	実施機関	知事													公営企業管理者	教育委員会	合計
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	福祉子どもみらい局	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター	計			
	件数	2	1	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	11	2	18	31
R1	実施機関	知事													公営企業管理者	教育委員会	合計
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	福祉子どもみらい局	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター	計			
	件数	2	2	1	3	3	1	2	5	1	2	0	2	24	0	18	42

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が14件（33.3%）、紛失が16件（38.1%）となっており、全体の7割以上をこの2つが占めています（表13）。

(表13)

	誤送付・ 誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	14	3	2	16	0	7	42

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係るものが38件（92.7％）で、職員等のみに係るものが2件、県民および職員の双方に係るものは1件でした。

事故等に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が26件（63.4％）、6～49人が10件（24.4％）、100人以上が5件（12.2％）となっております（表14）。

(表14)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	26	7	-	5	38
職員等のみに係る情報	-	2	-	-	2
県民・職員に係る情報	-	1	-	-	1
合計	26	10	-	5	41

※リース契約満了により返却したハードディスクの盗難に係る本人の数については、漏洩等の事実及び当該ハードディスクに保存されていた個人情報に不明であるため、上記の表には集計していません。

(表15)

事故等の内訳	件数
安全性の確保措置	37
受託事業者の安全性の確保措置	3
職員等の義務	0
その他	2
合計	42

事故等への対応については、本人等への情報提供を行ったものが35件、再発防止策がなされたものが42件、事故等の後、個人情報が回収されたものが19件でした（表16）。

(表16)

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	35
再発防止策	42
個人情報の回収	19

## (2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

## II 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報など、第20条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても調査の結果によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行うことができますが、この条例では、審査請求を受けた審査庁は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の趣旨を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った上記処分等に対する審査請求についても、条例の規定に基づいて審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会には、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

令和元年度中に、審査会は11回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、6件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりでした。

### 神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和2年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
金子 匡良	法政大学 教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学 名誉教授	会長
長谷川 範子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀越 由紀子	東海大学 教授	
松田 道佐	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第294回	平成31年4月17日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第225号及び第228号について審議した。
第295回	令和元年5月29日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第223号、第225号及び第227号について審議した。
第296回	令和元年6月26日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第225号及び第229号について審議した。
第297回	令和元年7月24日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第225号及び第227号について審議した。
第298回	令和元年8月28日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第228号、第229号及び第230号について審議した。
第299回	令和元年9月25日 (水曜日) 横浜市開港記念会館	・諮問第230号について審議した。
第300回	令和元年10月23日 (水曜日) 横浜市開港記念会館	・諮問第229号について審議した。
第301回	令和元年11月20日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第229号及び第230号について審議した。
第302回	令和元年12月18日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第229号及び第230号について審議した。
第303回	令和2年1月22日 (水曜日) 神奈川県庁本庁舎	・諮問第230号について審議した。
第304回	令和2年2月19日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第230号について審議した。

## Ⅲ 制度の普及啓発活動

### 1 県民、事業者への制度周知

#### (1) 県民に対する意識啓発

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていたましたが、法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。

#### (2) 事業者に対する意識啓発

平成30年度に続き、個人情報保護研修講師派遣事業及び事業者研修会事業を実施しました。

##### ア 個人情報保護研修講師派遣事業

県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として9回派遣しました（受講者計467名）。

##### イ 事業者研修会事業

令和元年8月28日に、中小規模の個人情報取扱事業者を対象に、個人情報保護委員会事務局に「中小企業のための個人情報の取扱いに関するルール作り」について御講演いただきました（受講者202名）。

また、同年10月21日には、自治会や町内会等の小規模な個人情報取扱事業者を対象に、岡本正氏（銀座パートナーズ法律事務所弁護士）に「災害時や地域見守り活動時等における個人情報の取扱い」について御講演いただきました（受講者104名）。

### 2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）、パワーアップ研修（2回）、新任主幹級職員研修（1回）及び情報公開広聴課主催の情報公開担当者研修（2回）において、個人情報保護についての研修を実施しました。

更に、個人情報保護推進会議を書面にて開催し、庁内の関係所属に対して、事業者に対する報告の徴収等の事務を実施する際の流れ等について、周知しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。